

# 北上都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (岩手県決定)

北上都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更します。

## I. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の名称・規模等
2. 基準年及び目標年次
3. 都市計画区域の現状・課題
4. 都市づくりの基本理念
5. 都市計画区域の基本方針
6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

## II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無
2. 判断根拠

## III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - 1) 主要用途の配置方針
  - 2) その他土地利用の方針
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - 1) 交通施設の整備の方針
  - 2) 下水道及び河川の整備の方針
  - 3) その他
3. 市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - 1) 基本方針
  - 2) 主要な緑地の配置方針

## 付図 北上都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

### 理由

都市計画区域の変更に併せて、整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

北上都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(北上都市計画区域マスタープラン)

平成 29 年 3 月

岩 手 県

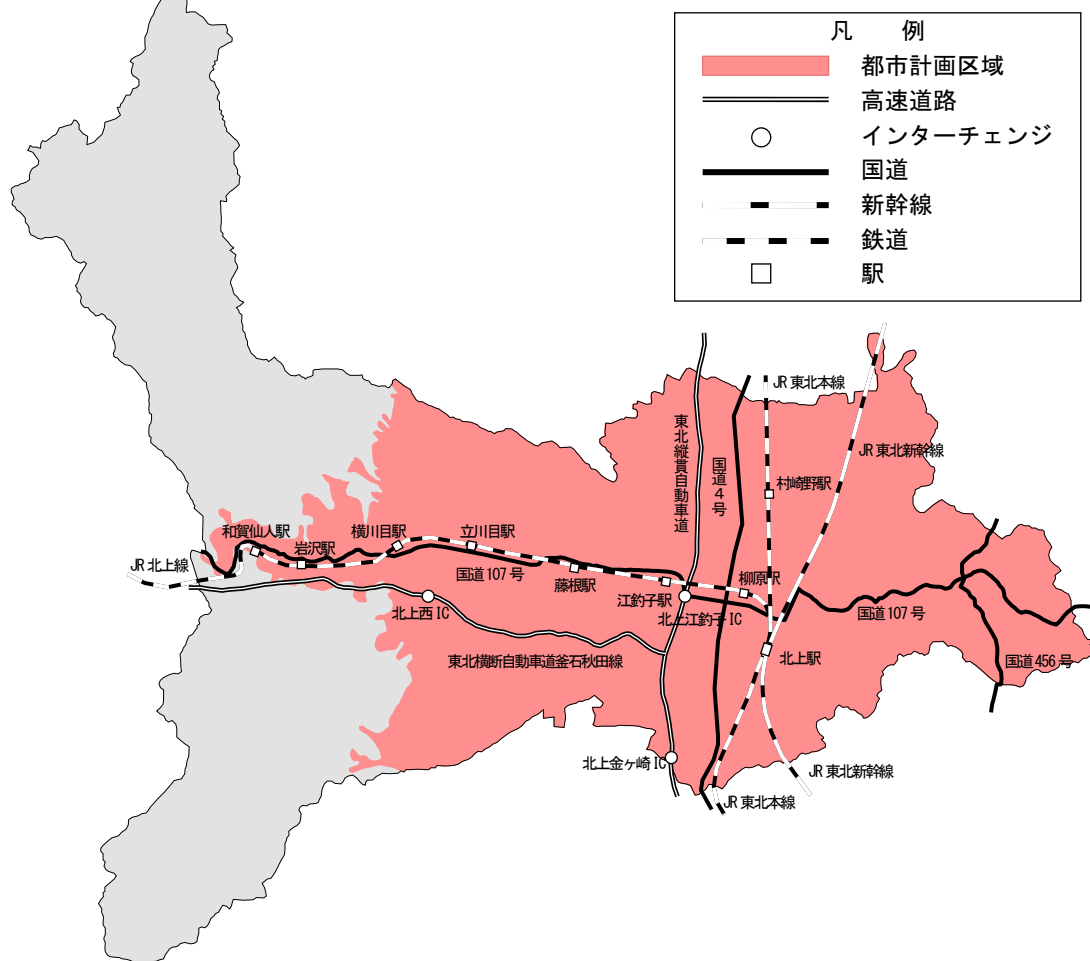
# I. 都市計画の目標

## I-1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、北上都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その範囲・規模は以下のとおりです。

名称	市町村	範囲	面積(ha)
北上都市計画区域	北上市	行政区域の一部	25,740

北上都市計画区域



## I-2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時点からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内容	基準年	目標年次
将来都市像の目標年次	平成 27 年	平成 49 年
都市施設、市街地開発事業の整備の目標	(国勢調査実施年)	平成 39 年

### 3. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代初期から黒沢尻河岸からの米の積み出しなど、北上川舟運の中継港として、また、奥州街道の宿場町や秋田に通じる仙北街道の起点となり、物資・情報の交流拠点として繁栄してきました。近年は、充実した高速交通基盤のもと、県内でも屈指の工業集積地として発展し、県南広域振興圏の中心的な都市として、近隣の都市圏と連携し、世界的視野で岩手をリードする重要な役割を担っています。

このため、広域振興圏における拠点都市としての商業・業務機能に加え、複合的な産業や都市機能の集積とともに、計画的な都市基盤の整備が課題となっています。

また、人口減少及び少子高齢化の進行を踏まえ、拡張基調のまちづくりの方向を見直し、既存インフラや地域資源の有効活用を図りながら、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

### 4. 都市づくりの基本理念

本区域の基本理念を次のとおり掲げます。

#### 自然・文化・技術を活かした持続可能な連携都市

北上川や北上山系などの自然を活かし、水と緑に囲まれた環境配慮型のまちづくりを推進するとともに、人口減少や少子高齢化社会のもと、個性あふれる地域が集まり相互に連携する持続可能なまちづくりを目指していきます。

また、多様な機能が集まった都市全体を支える都市拠点の形成を図りつつ、近隣都市圏と連携して県南広域振興圏の拠点都市としての高次都市機能の集積にも努め、機能性と利便性の高い集約型の都市構造を目指します。

さらに、成長性の高い産業の誘導や新しい技術の導入を図り、活力ある産業が集積する複合産業拠点の形成や、高速交通ネットワークを活かしながら都市活動や産業活動を支えるための交通ネットワークの形成を図ります。

### 5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

#### 豊かな自然に囲まれた環境配慮型まちづくりの推進

北上川や北上高地などの豊かな自然環境と雄大で表情豊かな田園景観を守り、街なかでは緑や水辺空間の活用と保全を図ることで、山間部、農村部、都市部それぞれの特性が発揮され、自然との調和が図られた都市環境を形成します。

また、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーのほか、下水熱、工場排熱等の都市活動で生じるエネルギーの活用を検討するとともに、公共交通施策にも積極的に取り組み、低炭素で環境に配慮したまちづくりを推進します。

### 個性あふれる地域が集まった持続可能な連携都市の形成

それぞれの地域コミュニティが育んできた歴史・文化を継承しながら自立したまちづくりに取り組み、人口減少や少子高齢化社会であっても将来にわたって持続可能な都市づくりを目指します。

周辺の里地里山においても地域の拠点を形成し、役割分担や地域間の相互連携・交流により安心して暮らし続ける地域を形成します。

### 活力ある産業が集積する複合産業拠点の形成

広域交通体系の結節点にある、恵まれた地域特性を活かし、成長性の高い産業の誘導や新しい技術の導入を図り、産業構造の高度化と創造性の向上により、バランスのとれた複合産業拠点の形成を目指します。

### 広域拠点にふさわしい高次都市機能の集積と都市拠点の形成

多様な都市機能が集積した都市全体を支える都市拠点を形成しつつ、近隣都市圏と連携して、県南広域振興圏の拠点都市としての役割を担います。

また、無秩序な市街地の拡大を抑制し、これまでに築いてきた既存インフラや地域資源を有効活用したまちづくりや、防災意識の高まりを受けた災害に強いまちづくりに取り組みます。

### 都市活動と産業活動を支える交通ネットワークの形成

新幹線・高速道路といった高速交通ネットワークを活かしつつ、活発な都市活動や産業活動を支え、主要拠点を連絡する交通ネットワークの形成を目指します。

都市拠点と地域拠点、地域と地域の結びつきを強化するため道路・公共交通ネットワークの整備を推進するほか、人・もの・情報の連携・交流についても活性化の促進を図ります。

## 6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

本区域は、北は花巻都市計画区域、南は奥州都市計画区域及び金ヶ崎都市計画区域と連続していません。

これらの都市計画区域や近隣都市と適切な連携を図って、効率的な都市づくりを進めていきます。

## II. 区域区分の決定の有無

### 1. 区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

### 2. 判断根拠

- 行政区域内人口及び都市計画区域内人口ともに近年減少に転じ、今後も減少することが予想されます。
- 建築物の市街地以外での新築動向もみられますが、近年は減少傾向が続いており無秩序な市街化が急速に進行している状況ではないといえます。
- 以上のことから、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要性は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

## III. 主要な都市計画の決定の方針

### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 商業地

- 県南広域振興圏の中心都市として、商業・業務機能、サービス機能、文化機能、娯楽機能など多様な都市機能の集積を図り、活気とにぎわいのある都心を形成します。
- 北上駅周辺を含む中心市街地は、既に集積している都市機能を活かし、住居や商業・業務施設、公共施設などが複合した土地利用を基本とし、公共交通との連携が図られた利便性の高い商業・業務拠点を形成します。
- 北上江釣子インターチェンジ周辺の国道107号沿道は、商業施設や業務施設が集積しているため、市内の商業・業務の一翼を担う核として、商業拠点の形成を図ります。
- 国道4号沿道は、日常的なサービス品や娯楽機能を提供する土地利用を基本とし、中心市街地のにぎわい形成や商業集積に影響を与える大規模店舗や映画館、劇場等の立地を制限します。

#### ② 工業地

- 北上工業団地、豎川目工業団地、後藤野工業団地、北上南部工業団地、北上流通基地、北上産業業務団地の工業団地等は、工業・流通拠点とし、工業系土地利用の集積を図りつつ、地区周辺の生活環境や営農環境に配慮した操業環境の維持・形成を図ります。
- 北上産業業務団地（オフィスアルカディア北上）は、情報サービス等の事業所の立地誘導を図ります。

#### ③ 住宅地

- 既成市街地の住宅地は、過去に整備してきた既存インフラを有効に活用するとともに、計画的な下水道整備や狭隘道路の拡幅整備等により、良好な住宅地の形成を図ります。また、低・未利用地や空き家を有効活用することにより市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。
- 幹線道路沿いの既存住宅地は、住環境の保全に配慮しつつ、住宅と日常生活に必要な買い物やサービスを提供する施設が共存する地区として規制・誘導を図ります。
- 市街地外においては、既存の緑の保全や営農環境に配慮した土地利用を基本とし、低密度の市街地が拡散するような宅地開発は抑制するものとします。宅地開発を行う場合には、道路等のイ

ンフラ整備等と整合が図られるよう適正に誘導するものとします。

- 土地区画整理事業や大規模な宅地開発により面的整備が行われ良好な住環境が形成された地区は、今後も既存インフラを有効活用し住環境の維持・改善を図ります。

## 2) その他土地利用の方針

### ① 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 災害リスクの高い地域への都市化の抑制や耐震化等による既存施設の安全性の向上に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への施設や居住等の誘導を促進します。
- 災害が発生するまたは災害により被害を受ける恐れがある地域等については、市街化を抑制するとともに、災害の予防と被害の軽減に対する対策を進めます。

### ② 白地地域に関する方針

- 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）は、自然と共生する土地利用を基本とし、多面的な機能を有する自然や農地の保全、住みよい集落環境の維持・形成を図ります。
- 土地利用の状況などを考慮しつつ、都市機能の集約の観点や将来の環境悪化が懸念される場合には、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- 農業振興地域の整備に関する法律等の他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、関係機関等と土地利用調整を十分に行います。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 交通施設の整備の方針

#### ① 交通体系・ネットワーク

- 市街地の土地利用の適正な誘導や都市機能の再編を促す骨格道路網、市街地と主要拠点間を結ぶ道路網など、将来都市構造に対応した道路網を整備します。
- このため、本地域の道路網は、将来都市構造や交通流動を踏まえ、周辺都市との広域的な連携を担う国道4号及び国道107号の縦・横の2軸、並びに都市の骨格となる南北の環状道路を基本として形成するものとします。
- また、インターチェンジ周辺の流通・交通サービス機能及び流通業務機能の充実などにより、交通拠点都市としての活性化を図っていきます。

#### ② 道路

- 国道4号及び国道107号の交通混雑を解消し、将来の交通需要に対応した道路網の整備を推進します。
- 広域連携及び地域間の交流の促進に向けて、ネットワーク形成に資する路線を計画的に整備します。
- 主要な公共施設などの周辺の道路は、歩行者や車いす利用者などにも使いやすい道路とするため、バリアフリー化を推進するとともに、景観に配慮した整備を推進します。
- 都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている都市計画道路については、計画決定の経緯とその後の社会経済情勢の変化を踏まえ、検証をしたうえで、体系的な見直しを図ります。

#### ③ 公共交通機関等

- ・ 周辺都市や地域拠点との連携を促進するとともに、地域特性や住民ニーズに対応した交通手段を確保するため、幹線交通と支線交通を組み合わせた効果的・効率的な公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・ 幹線交通では東北新幹線、JR 東北本線・北上線を広域的な連携を担う路線として位置付け、利便性の向上に努めるとともに、幹線バス路線の維持・確保を図ります。
- ・ 支線交通ではデマンド交通など地域ニーズに応じた交通手段の確保に努めます。
- ・ 交通結節点の機能向上を図るため、乗り継ぎなどの利便性の向上やバリアフリー化などを推進します。

## 2) 下水道及び河川の整備の方針

- ・ 快適な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図るため、地域の実情に応じた、計画的な污水处理施設の整備を推進します。
- ・ 下水道の整備にあたっては、体系的な整備を推進し、快適な都市環境を形成するとともに、環境負荷の軽減を図るため、下水道処理水の有効活用等を検討します。
- ・ 水害の発生をできる限り抑えるため、環境に配慮した河川や水路の改修を進めるとともに、適切な維持管理のもと、その機能維持に努めます。
- ・ 河川の特性に応じた空間整備を進めるとともに、都市計画河川の和賀川については、安全で快適な親水空間の確保等に努めます。

## 3) その他

### ① 都市施設の都市計画決定における配慮

- ・ 都市施設の都市計画決定に当たっては、整備時における営農環境等に支障を及ぼすおそれが生じないように配慮します。

## 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 土地区画整理事業等計画的な市街地開発により、良質な住宅地の供給を図るとともに、景観に配慮した街並みの整備を誘導します。
- ・ 中心市街地においては、既存ストックの有効活用に努め、都市機能の維持を図りながら公共施設の建て替え時期を見据えた計画的な機能再編を図り、多様な都市機能の集約を進めることで、中心市街地の魅力と利便性を高めます。
- ・ 良好な市街地の形成を推進するため、面整備と併せて地区計画制度や建築協定、特別用途地区等による土地利用の誘導等を検討します。

## 4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

- ・ 本地区は、奥州山脈や北上高地等の豊かな自然環境に恵まれ、北上川、和賀川、田園など多様な水辺空間と緑を有していることから、水と緑のネットワーク形成に配慮しながら、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の観点から緑の保全、整備、生育を図ります。

### 2) 主要な緑地の配置方針



① 環境保全システムの配置方針

- 豊かな自然を次世代に継承するため、奥羽山系及び北上山系の緑は貴重な資源として保全に努めるとともに、森林や里山、水辺空間の適正な管理に努めます。
- 北上川や和賀川沿いに形成された河岸段丘及び飯豊森などの独立丘の樹林地の保全に努めます。
- 植生保護を図る北上工業団地と歴史的な自然環境を有する国見山については、環境緑地保全地域として保全を図ります。

② レクリエーションシステムの配置方針

- 北上川や和賀川の河川敷を中心とし、自然環境を活かした親水・レクリエーション空間の整備や中小河川を活用した緑道の整備を推進します。
- 都市公園などは、安全面に配慮しながら、住民の憩いやふれあいの場として、適正な維持管理を図り、利便性や快適性の向上に努め、市街地周辺部の緑地については適切な保全に努めます。
- 街区公園では、地域事情を考慮して適正な配置を図り、特に土地区画整理事業施行区域等では重点的な整備を図ります。

③ 防災システムの配置方針

- 災害に備えるための都市公園や緑地の整備については、防災空間としての機能を高めるとともに、災害発生時における救援・支援等の災害応急活動の基地としての活用を検討します。

④ 景観形成システムの配置の方針

- 展勝地及び国見山周辺は重要な景観形成の区域として、自然と文化の調和が図られた趣のある景観づくりを推進するとともに、遺跡・城址などの歴史的・文化的資源については、その周辺地域も含めて一体となった良好な景観の規制・誘導を進めます。
- 市街地においては、地区計画などにより敷地内の緑化を促進し、緑豊かな景観の形成を図ります。
- 北上川などの河川沿いの豊かな河川環境や農地などはその保全に努めます。
- 工業団地などの事業所が集積する地区では、緩衝緑地帯の確保や修景木の植栽などを行い、周辺環境と調和した景観形成の誘導を図ります。

付図『北上都市計画区域の将来像図』

